



清末のモンゴル教区における布教拠点「西湾子村」と外国人宣教師の到達

ハスゴワ

(Citation)

国際文化学, 34:68-91

(Issue Date)

2021-03-26

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012642>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012642>



清末のモンゴル教区における布教拠点「西湾子村」と外国人宣教師の到達

The Missionary Base in *Xiwanzi* of Mongol Diocese during Late Qing Dynasty and the Arrival of Foreign Missionaries

ハスゴワ (ハス高娃)

Qasguwa

概要

清代モンゴルのチャハル八旗内にあった西湾子村では、康熙 39 (1700) 年頃にキリスト教徒が現れ、禁教期間中はここが、直隸省 (現河北省) で布教するフランスの遣使会宣教師と内地の漢人信者たちの避難所となった。イギリスは太平天国の占領地で貿易を行っていた上、清朝政府によって両者とも同じプロテスタント (耶蘇教) を信仰しているとして警戒されていた。一方、フランスのカトリック (天主教) は太平天国の宗教とは若干違うと認識されていた。清朝政府はフランスを籠絡するためにカトリック布教権限の交渉に応じて、中国の内地に仏清天津条約の第 8 款・第 13 款と仏清北京条約の第 6 款など布教権限に関する条款を通知したが、モンゴルは通知対象外とされた。さらに清代には、万里の長城はモンゴルと内地各省との行政範疇の地理的な目安であって、属民が関所を出入りする場合は、役所から許可証を発行してもらう必要があった。当時、フランスの遣使会はモンゴル教区を管理していて、フランス領事は西湾子村に赴くフランス保護下の外国人宣教師に護照 (パスポート) を発行していた。本研究で、筆者は総理各国事務衙門の漢文公文書と地方のモンゴル文公文書史料を利用して、彼ら宣教師が西湾子村に到達・滞在できた際の実態と、西湾子村を拠点にモンゴル教区の開墾地で滞在・布教先を獲得できたという実態を検証した。また、西湾子村などの漢人農民を管理するために設置された張家口理事同知衙門は、直隸省の管下とされ、役所が直隸省宣化府に建てられた。そのため、西湾子村はフランス領事によって「直隸省宣化府所属西湾子村」と誤解されていたことを明らかにした。

キーワード

清代のモンゴル教区 西湾子村 漢人教徒 フランス保護下のカトリック宣教師

I はじめに

西湾子村¹はチャハル八旗地区南部の万里の長城に沿う山陵地帯にできた村落であり、張家口²の東北方約 50km 離れたところに位置している。康熙 35(1696)年、ローマ教皇がマンチュリアとモンゴルを北京教区に入れた後、イエズス会³の宣教師は直隸省の北方に位置するチャハル八旗や熱河地方で布教していた。康熙 39(1700)年頃、西湾子村に暮らす旗人張根宗⁴は、イエズス会の宣教師巴多明 Dominique Parrenin から洗礼を受けてキリスト教徒になり、村内で改宗を進めたと言われている(張 2019, pp.44-45)。康熙 59(1720)年、清朝政府がキリスト教禁止令を發布した後、西湾子村は遣使会⁵に属する宣教師と内地の漢人教徒の避難所となった⁶。

清朝治下では、貿易をめぐるイギリスと摩擦が起こり、アヘン戦争で敗戦した影響によって、外国人を排斥しようとする感情が高まっていた。嘉慶・道光(1821-1850)年間、北京の教堂は閉鎖されて、外国人宣教師は全員追い出された。道光 7(1827)年、北京の北堂にいた遣使会の薛瑪竇神父ら 10 人が西湾子村に避難してきた⁷。道光 15(1835)年、孟振生 Joseph-Martial Mouly 神父⁸も西湾子村にやってきた後、北京の北堂と似た中国式の教堂を建てて、双愛堂と称した。双愛堂は北堂の亡命教堂と呼ばれている。道光 15(1835)年の時点で、西湾子村の教徒数は遣使会の宣教師たちがやってきた時の約 300 人から 676 人にまで増えていて、その大多数は内地の禁教政策からの避難者であった(張 2019, p.47)。道光 20(1840)年、ローマ教皇は現在の内モンゴルに相当する地域を単独の教区に区分して、孟振生神父に管理させた。西湾子村の双愛堂はモンゴル教区の総教堂となった。咸豊 6(1856)年、孟振正神父是北京教区の主教にも任命され、キリスト教が解禁されると北京に戻るようになった⁹。咸豊 4(1865)年、孟振正神父はモンゴル教区をベルギー王国の聖母聖心会¹⁰に譲った。咸豊 5(1866)年、遣使会がモンゴル教区から離れた時、漢人教徒は約 8000 人に達していたが、モンゴル人教徒は 3 人しかいなかった(Taveirne 2004, pp.194-220)。このようにモンゴル教区の教徒はほぼ漢人のみであったが、清朝政府の対モンゴル統治政策と対キリスト教政策によって、モンゴル教区におけるキリスト教問題は内地の各省とは様相が異なっていた。そこで本研究で筆者は、まずフランス保護下の宣教師が張家口を出て西湾子村に入り布教地に滞在した際の実態を検討したい。

アロー戦争に際して、清朝政府は英仏と天津条約(1858 年)・北京条約(1860 年)を結び、内地ではキリスト教の布教が合法化された。フランス政府は積極的にカトリックの布教権限を獲得して、清朝における布教保護権¹¹を確立させた。フランス領事は清朝政府に圧力をかけて、咸豊 10(1860)年と咸豊 11(1861)年との 2 回に渡って内地の各省に仏清天津条約の第 8 款・第 13 款と仏清北京条約の第 6 款など布教権限に関する条款を通知させたが、交渉によってモンゴルは通知対象外とされた¹²。しかし、当時フランスの遣使会がモンゴル教区を管理していたため、フランス領事は彼ら宣教師に護照(パスポート)を発行していた。

清朝治下では満洲・モンゴル・内地各省の行政制度が各々異なっており、万里の長城は地理的にモンゴルと各省との行政範疇を区分する目安であった。モンゴル人や内地の漢人は張家口など長城の関所を出入りする場合は、役所に報告して出入許可証である印票(執照)を受け取る必要があった。内地で布教する宣教師と異なって、フランス領事保護下の宣教師は、西湾子村に赴く際に万里の長城の関所で取り調べられていた。先行研究では、モンゴルは条約対象外だったにもかかわらず、清朝政府は宣教師の不法な布教活動を容認せざるを得ない状況に置かれたと論じているが、フランス領事保護下の宣教師がモンゴル教区に入ってくる際の実態に関する考察が不十

分である。彼ら宣教師は西湾子村を拠点にモンゴル教区内で自由に移動できていたため、関所通過の実態を検討することには大きな意義があるはずである。

次に、西湾子村と漢人を管理する役所の統属関係を明らかにしたい。清朝の満洲八旗・モンゴルの盟旗制度¹³・内地の省制度は上方ではいずれも清朝皇帝に統率されていたが、横方向では相互の統属関係がなかった。清朝政府は属民が所属する行政範疇の変更を厳禁することによって、このような統治構造を維持していたため、モンゴル側に八旗の旗人や漢人などを統治する権限を与えず、モンゴル地域内にも中央統轄の「府・州・県」や直隸省・山西省統轄の直隸庁などを増設して旗人や漢人を管理させた(岡 2010、p.20)。これらの役所はモンゴル地域に入ってきた漢人・旗人を現地のモンゴル人の管轄系統から分離させて管理しており、主に税金¹⁴の徴収と刑事案件とを処理していて、モンゴル側の社会制度に干渉する権限は持たなかった。キリスト教に対する取締りも中国本土地域に比べて緩かったと考えられる。すなわち、モンゴル教区の布教拠点は、熱河都統管下の「府・州・県」¹⁵、チャハル左翼四旗¹⁶に設置された直隸省所属の直隸庁¹⁷、チャハル右翼四旗¹⁸に設置された山西省所属の直隸庁¹⁹等に管理されていたことを理解しておく必要がある。そこで筆者は、チャハル鑲黄旗内の西湾子村が直隸省管下の直隸庁によって管理されていたことを明らかにして、フランス領事による「直隸省宣化府所属」との主張を検討したい。また、彼ら宣教師が西湾子村を拠点にしてモンゴル教区の開墾地域に滞在できた原因と、西湾子村の主教を経由してフランス領事と繋がっていたネットワークを検証したい。

地図1: 清代モンゴルの概略図(萩原 2006、p.448 より引用)



II 先行研究の整理

2.1 条約内容の有効性に関する先行研究の概要

咸豊10(1860)年10月に仏清北京条約が結ばれ、フランス領事は清朝政府に要求して、内地各省にキリスト教布教権限に関する条款を通知させたが、咸豊11(1861)年5月、総理各国事務衙門は「モンゴルに関しては古くからチベット仏教を信仰している上、その地は親王・郡王たちが自ら統治するから告示を貼り付けない方が良い」とフランス領事に返答して、モンゴルは通知対象外とされた。Taveirne2004と梅栄2014では、「内地各省」とは中国本土の18省を指しており、蒙古・チベット・回部などの藩部地域はその対象外であると論じている。Taveirne2004と拙稿ハスゴワ2019bでは、総理各国事務衙門とフランス領事との交渉によって、モンゴルが通知対象外とされた経緯に言及している。Taveirne2004と梅栄2014では、「親王・郡王たちが自ら統治する」外藩蒙古²⁰は条約内容の対象外であったが、清朝皇帝の直轄地となった内属蒙古²¹では条約内容が実行されていたと大まかに論じている。モンゴル教区は、区分された当初、フランスの遣使会によって管理されていた。後に聖母聖心会が遣使会からモンゴル教区の管理権を受け継いだ。したがって、フランス領事は西湾子村に赴くフランス保護下の宣教師に護照を発行していた。そこで筆者は本研究で、フランス保護下の宣教師が張家口を出て内属蒙古の一地域であるチャハル八旗の西湾子村に到達・滞在できた実態と、西湾子村を拠点に自由に移動しつつ外藩蒙古の開墾地でも滞在先を獲得できたことを検証したい。また、張家口の官兵はフランス人宣教師を通過させていたが、「髮逆(太平天国軍)」が外国人を装ってモンゴル地域に紛れ込まないように厳しく取り締まっていたという実態を検証したい。

次に、フランス保護下の宣教師が漢文とフランス語付きの護照を持って西湾子村に入っていたことを検討したい。フランス保護下の宣教師は関所を通過する際に執照を提示する必要があり、西湾子村に滞在する際にも必要があったため考察する意義があるだろう。Taveirne2004は、聖母聖心会が義和団事件(1900)以降になってから正式にモンゴル文付きの護照を発行してもらったと述べているが、フランス領事から漢文とフランス語付きの護照を発行してもらっていたことに関する考察が欠けている。梅栄2014では、聖母聖心会はフランス領事から安全通行証と諭單²²を発行してもらい、清朝当局から順天府の関防²³を捺印して発効させた護照を提供してもらったと述べているが、証明書を発行する役所を混同している。拙稿ハスゴワ2019bで明らかにしたように、護照はフランスのパスポートであり、フランス領事は順天府の関防を押してもらって発効させた後、外国人宣教師に渡していた。一方、拙稿ハスゴワ2019bでは「諭單」の解釈を誤ってしまっていたため、本研究で改めて諭單の用途を明らかにしたい。さらに、同治元(1862)年、清朝政府が上海を攻める太平天国軍を撃退するためにフランスの軍勢力を借りる対策を講じて、実質的にフランス保護下の宣教師を保護・優遇し始めたことの影響を考察したい。

2.2 西湾子村の所属問題に関する先行研究の概要

前述のように、漢人教徒がモンゴル地域内の村落に入ってきてそこがその後の布教拠点となったため、漢人を管理する役所とその村落との統属関係を理解する必要がある。例えば、乾隆15(1750)年頃にジョーオダ盟のオンニョード左翼旗に、漢人教徒趙氏が家族とともに禁教を理由として避難してきて、赤峰県が管理するハラウス川 qara-usu の苦柳図村・毛山東村と、赤峰から西北方

向へ約 100km 離れた馬架子村とが布教拠点となった。また、道光 10(1830)年頃、ジョスト盟のトゥメト両旗内には山東省と直隸省から飢饉被災者となった漢人教徒が入ってきて、朝陽県が管理する松樹嘴子村が布教拠点となった。ジョスト盟内に設置された灤平県が管理する老虎溝は咸豊 6(1856)年に布教拠点となった。チャハル右翼正黄旗内に設置された山西省大同府管下の豊鎮庁が管理する黄榆洼村では、嘉慶 23(1818)年に直隸省懷安県などから漢人教徒郝朝昇ら、道光・咸豊年間に漢人教徒池進禄や段佑たちが流入して布教拠点となり、隣の天子溝村も布教拠点となった。チャハル右翼正紅旗内に設置された山西省朔平府管下の寧遠庁が管理する大搶盤村には、乾隆 15(1750)年頃に山西省忻県の漢人教徒が流入して布教拠点となった(以上、張 2019、pp.44-47 を参照)。

この点について本研究では、西湾子村が直隸省口北道に所属する直隸庁たる張家口理事同知衙門に管理されていたことを明らかにしたい。また、同治年間にフランス領事が西湾子村は直隸省宣化府に属すると主張して、西湾子村に赴くフランス領事保護下の宣教師に護照を発行していたという実態を検討したい。この問題に関して先行研究では、フランス領事は清朝政府の統治制度を理解していないとしか述べていない。チャハル八旗では南部の万里の長城沿いの山陵地帯における漢人の耕地と、その北側のモンゴル高原におけるモンゴル人の遊牧地が自然な地形によってはっきり分かれていた。そのため、モンゴル教区内では張家口理事同知衙門が管理する西湾子村で漢人キリスト教徒と現地モンゴル人とのトラブルがほぼ存在しなかった。その一方で、張家口理事同知衙門が直隸省管下とされたということもあって、西湾子村の所属は曖昧であった。本研究では、張家口理事同知衙門の職務に注目して、フランス領事の「直隸省宣化府に属する西湾子村」という主張を検討したい。また、外国人宣教師が西湾子村を布教拠点にしてモンゴル教区の開墾地に滞在先を獲得できたという実態と、布教拠点である西湾子村教会の主教を通じてフランス領事と繋がっていたことを検証したい。

2.3 本研究で利用する史料

本研究では主に以下の史料を利用する。

史料① 中央研究院近代史研究所編 1974『教務教案檔』(全 7 輯、合計 21 冊)中央研究院近代史研究所(台湾)。*本史料は、清朝末期に設立された総理各国事務衙門の檔案史料であり、台湾の中央研究院近代史研究所に保管されている。総理各国事務衙門檔案を公表するに当たって、『海防檔』、『礦物檔』、『四國新檔』、『越南檔』、『清季中日韓關係史料』、『教務教案檔』が刊行されている。本研究では『教務教案檔』を利用する。

史料② (清)高廣恩編纂(1908)『光緒歸綏道志(一)』『中國地方志集成:内蒙古府縣志輯』⑧鳳凰出版社・上海書店・巴蜀書社

史料③ 金志章撰(1919)『滿蒙業書一:口北三廳志』滿蒙業書刊行会

史料④ [清]理藩院修/楊選第・金峰校注『理藩院則例』海拉爾市:内蒙古文化出版社

史料⑤ 准格爾旗人民政府・内蒙古大学蒙古学学院・内蒙古自治区档案館編、烏日図那斯図・烏蘭・浩畢斯(2011) *jegün yar qosiyun-u jasay yamun-n dangsa* 『准格爾旗札薩克衙門檔案』(全 42 冊。モンゴル文。影印版)、内蒙古出版集團・内蒙古科學技術出版社。*本史料集は、乾隆 4(1739)年から中華民国 36(1947)年まで、オールドス・ジュンガル旗の当時の書記が札薩克衙門に往来するモンゴル文公文書を檔冊に書き写した史料をス影

印で出版したものである。档冊は内蒙古自治区档案馆(古文書館)に所蔵されている。
史料⑥東亜同文会編纂(1920)『支那省別全誌第18巻:直隸省』東亜同文会発行

III キリスト教解禁後にフランス領事保護下の宣教師が西灣子村に到達した際の実態

3.1 張家口の官兵によるフランス人宣教師に対する取り調べ

清朝時代、漢人商人がモンゴル地域に赴いて商業を行う場合、張家口のチャハル都統²⁴・綏遠城將軍・多倫諾爾^{ドロンノール}同知衙門の内のいずれかから有効期間1年間の票(許可証)を発行してもらう必要があった(岡2010、p.18)。『理藩院則例』によると、漢人農民は勝手にモンゴル地域に入ることが禁止されていて、長年小作料を払わなかった場合、内地に追い返すと定められていた²⁵。モンゴル人が内地に入ることが許可された場合、万里の長城の山海関、喜峰口、古北口、独石口、張家口、殺虎口などの関所から出入りすると定められており、関所の辺門章京が出入りするモンゴル人を調べて登記していた。モンゴル人は所属する旗の旗長・管旗章京・副章京などのモンゴル人官員に報告して、内地に赴く用件が明記されていて、官印が押された証明書たる執照を発行してもらう必要があった²⁶。したがって、外国人宣教師が張家口からモンゴルに入る時にも、出入りが許可された証明書の提示が必要であった。内地の各省で布教する場合はこのような制限がなかった。例えば、咸豐11(1861)年7月7日、チャハル都統は、総理各国事務衙門に張家口の官兵がフランス人宣教師を取り調べたことを報告した文書で以下のように述べている。

據巡查地面章京喜山稟。法夷羅若翰李若瑟前往口外廳屬西灣子地方傳教。詢以有無執照。據稱收存箱內。如欲查看。須在口內預備公館。否則我們即時出口等語。職慮生事端。未敢攔阻。該夷二人跟隨民人張銀魁一人坐車二輛…查上年十一月間。曾有法夷謝姓一人前赴西灣子地方傳教…今又續來該國二夷。現雖不禁傳教。奴才等仍當飭屬不動聲色。嚴密查其行止²⁷。

(引用者による訳文)

巡查地面章京喜山の報告によると「フランス人羅若翰と李若瑟は張家口外の西灣子地方に赴いて伝教した。執照の有無を尋ねると、申立てによれば『(執照を)箱の中に保管している。若し検査するつもりなら、口内(長城の内側)で高官の官舎の準備を要す。さもなくば、我々は直ちに出口²⁸する。』』といった。小職は悶着が起ることを懸念して阻止する度胸がなかった。当該2人の夷人は1人のお伴の漢人張銀魁に従えて、車2両に座り…」と述べている。…調べると、去(1860)年11月に謝を姓とするフランス人1人が西灣子地方へ伝教しに赴いた。…今、付け加えて又当該国の2人の夷人が来た。現在伝教を禁じることがないが、奴才等は直ちに依然として部下に命じて動じないで厳密に彼らの行方挙動を調べさせた。

上記のように張家口の巡查地面章京喜山は、フランス人羅若翰と李若瑟に執照(許可証)の提示を要求したことが分かる。しかし、フランス領事館が宣教師に発行してやった護照は言及されなかった。すなわち、フランス人羅若翰と李若瑟は、張家口の巡查地面章京から関所を出てモンゴルに入ることが許可された執照の提示を要求された可能性が高い。そこでフランス人羅若翰と李若瑟

は、内地で高官の官舎を用意しない限り直ちに張家口を出てモンゴルに入ると圧力をかけて、執照を見せずに通過できたのである。キリスト教が解禁された直後、カトリックの主教は各省の巡撫と会ってキリスト教布教権限をめぐる交渉を行っていた。例えば、江西教区の主教羅安当 Antoine Anot は江西巡撫とキリスト教に関する事務を協議したいと要求した(佐藤 2015、p.50)。したがって、フランス人宣教師羅若翰と李若瑟は内地で高官の官舎を用意させて高官との面会を要求した訳である。しかし、彼らが直ちに出口すると急がせたことから、高官との面会よりも巡査地面章京に圧力をかけて張家口を出てすぐにモンゴル地域に入ることが本当の目的であったと考えられる。また、漢人張銀魁はフランス人宣教師と同行していることから、道案内や通訳をしていた可能性が考えられる。また、咸豊 10(1860)年 11 月に、謝姓のフランス人宣教師²⁹が張家口を出て西湾子村に赴いた事が分かる。すなわち、咸豊 10(1860)年 10 月に仏清北京条約が結ばれた後、フランス人宣教師は張家口を出て西湾子村へ赴く際に張家口の官兵によって取り調べられていたのである。

その背後には、咸豊 3(1853)年に南京を占領した太平天国軍が勢力を拡大していて、咸豊 10(1860)年に英仏連合軍が北京を占領したなどの事情があった。清朝政府は英仏と講和条約を締結してアロー戦争を終結させるに至ったが、イギリスとフランスへの対応は異なっていた。当時、清朝政府は太平天国の「拝上帝³⁰」をイギリスのプロテスタント(耶蘇教)と同じ信仰であり、フランスのカトリック(天主教)とは若干異なると認識していた。当時、カトリックも偶像崇拜として太平天国の軍によって攻撃されていたという事情もある。さらに、イギリス人は太平天国軍の占領地で貿易を行っていたことによって清朝側に警戒された。清朝政府はフランスが太平天国と協力することを恐れてカトリック布教権の交渉に応じ、フランスを籠絡することを図っていた³¹。そこで、張家口の官兵は関所を通過するフランス人宣教師の行方挙動を厳密に調べて報告していたものの断固阻止しようとはしなかったのである。一方、モンゴルは条約内容通知対象外とされたが、そのことは総理各国事務衙門とフランス領事館との交渉に止まっていたため、チャハル都統から総理各国事務衙門への報告では内地でキリスト教が解禁されたことが言及された。したがって、チャハル都統はフランス人宣教師を警戒して、部下に命じて西湾子村に赴くフランス人宣教師の挙動と行方を調べさせていたと考えられる。

3.2 「髪逆」に対する警戒とフランス人宣教師に対する容認

「髪逆」というのは、清朝政府に反対して蜂起した太平天国軍を指している。太平天国軍は、満洲人の弁髪が中国人としての根本を忘れさせた行為であるとして弁髪をやめたため、清朝側に「髪逆」と呼ばれた(佐藤 2015、p.45-46)。咸豊 3(1853)年、太平天国は北京を陥落させる計画を立てて北伐軍を北上させ、結局咸豊 5(1855)年に敗北したが、清朝側は北京の防衛を固めるとともに、北京からの撤退を準備し始めるまでに至った。さらに、咸豊 10(1860)年 5 月、太平天国軍は再び清朝の江南大営を壊滅させた(菊池 2020、pp.77-118)。このように、咸豊 11(1861)年 5 月頃、モンゴルはキリスト教布教権限に関する条款内容の通知対象外とされたにもかかわらず、フランス保護下の宣教師は張家口を出て西湾子村に到達・滞在することが容認されていて、清朝政府はむしろ、太平天国軍が張家口を出てモンゴルに紛れ込むことを警戒していた。同治元(1862)年正月 21 日、チャハル都統は、総理各国事務衙門に送った文書で以下のように述べている。

遇有洋人到口遊歷。務須查驗有無執照。並視其面目鬚髮是否實係洋人。如無執照及並非

洋人形状。顯露假冒之情者。即行扭請究辦。俾髮逆無從溷迹。以免意外之慮³²。

(引用者による訳文)

洋人が張家口に到って遊歴する場合、必ず執照の有無を調べると共に、その髭と髪を見て本当に洋人であるかどうか(を確かめる)。若し執照を持たず、且つ、洋人の形ではないという偽り事が露頭した者は、直ちに捕えて取り調べて審理する。髮逆の紛れ込む手立てをなくさせて、予想外の懸念を免れさせる。

この史料から、当時チャハル都統は外国人宣教師に慎重に対応していたものの、むしろ「髮逆(太平天国軍)」に対する防備をより強く固めていて、張家口からモンゴル地域に紛れ込むことを防ごうとしていたことがわかる。外国人宣教師は長髪であるため、弁髪をやめた太平天国軍が外国人を装って張家口などの関所を通過してモンゴル地域に紛れ込むことを防いでいた。チャハル都統は外国人宣教師の執照を調べるほかに、顔つき・眉毛・髪を見極めて外国人と太平天国軍を弁別しようとしていた。洪秀全が作った「上帝教」は、教義として皇上帝(ヤハウェ)が唯一の真神であるとみなし、仏教・儒教・道教・民間宗教・カトリックなどは偶像を崇拝する妖魔であるとして攻撃していた。洪秀全自身は皇上帝から妖魔と戦って穢れた現世を清める使命を受け取ったという宗教的な確信を持っていて、現世を汚れさせた妖魔は咸豊帝であると当て嵌めたのである。太平天国軍が発布した「頒行詔書」では、「滅満興漢」のスローガンを強く打ち出して、満洲人である咸豊帝は実は「胡奴」に属する「満妖」とであると宣伝し、占領地で八旗の軍を全滅させていた(佐藤 2105、pp.44-48)。清朝治下では八旗制度に編入された八旗蒙古があり、太平天国軍と戦ったモンゴル人王公セングリンチンもいたため、満洲人やモンゴル人が太平天国軍の攻撃対象になっていた。それによって張家口の官兵は、太平天国軍に対する取締りを厳しくしていた。「胡奴」というのは、北方遊牧民や西域の民族などを指していて、満洲人のみならずモンゴル人も太平天国軍の敵になったのである。

一方、清朝政府はキリスト教問題への対処措置として後述するようなキリスト教徒の権限が書かれた諭單の形式を各省に送った際に、西湾子村を管理する役所にも通知した。同治元(1862)年正月21日、チャハル都統が総理各国事務衙門に送った覚書では以下のように書かれている。

當以口外張理廳所屬西灣子等處地方。多有習教之人。近年以來。屢有法人前往傳教。經本衙門分別札交該廳體察一切情形隨時秉公辦理。務期協於民情。不傷政體。…相應粘抄諭單式樣。仍行札交署張家口同知遵照來文。妥為辦理³³。

(引用者による訳文)

今、口外(長城外)の張理庁に属する西湾子等の地方では、多くのキリスト教を習う人がいる。近年以来、屢々フランス人が赴いて伝教している。当衙門はそれぞれ該当する庁に文書を送って、身をもって全ての状況を調べてそのつど公平に処理することを命じた。民情に合い、政体を損なわないことを期した。…これの為諭單の様式を書き写して貼り付けて、今なお張家口同知の役所に送って、来文の通り妥当に処理することを伝達した。

後述するように張理庁というのは、張家口理事同知衙門を指している。西湾子村は張家口理事同知衙門によって管理されていたのである。チャハル都統は以前から西湾子村などの所にキリスト

教徒とフランス人宣教師が滞在していることも把握していて、張理庁に対して身を持って調べて公正に処理することを命じたのである。咸豊11(1861)年12月19日、フランス側は総理各国事務衙門に覚書を送ってきて、教案を公平に審理すること、宣教師を優遇すること、教徒の迎神賽会(後述)などの費用を免じることを要求した。これらの規定を定めた後の同治元(1862)年正月9日、総理各国事務衙門は直隸省などの各省にそれを知らせたのである³⁴。すなわち、フランス領事館が総理各国事務衙門と交渉して獲得した布教権限の規定が張理庁にまで通知されていたことがわかる。張理庁が管理するチャハル八旗南部の山陵地帯は雍正年間から耕地になっていて、漢人農民が居住する所に民間宗教の廟などができていた。張理庁が管理する地域では、先農壇・陀羅廟・関帝廟・龍王廟・水母廟・山神廟・九神廟・胡神廟・興隆庵と喇嘛廟があった³⁵。そのため、キリスト教徒は迎神賽会など漢人民間信仰に関して負担すべき費用から免れるべきだという規定が送られてきたと考えられる。一方、諭単というのは、キリスト教布教権限などが記載された紙であり、フランス領事が宣教師に配っていたものである。上記の史料でいう諭単は、同治元(1862)年正月8日に総理各国事務衙門がフランス領事に交付した200枚の「各省傳教諭單」を指している。チャハル都統は同治元(1862)年正月に諭単の様式を受けとり、それを書き写して管下の官員に送ったことがわかる。このように、清朝政府は公的にはチャハル八旗に条約内容を通知していなかったが、キリスト教に関わる規定を西灣子村に送ってはきていた。

3.3 フランス保護下の宣教師に発行された「護照」と「諭単」

一般的に清朝政府は、英仏との間で天津条約(1858年)と北京条約(1860年)を結んだと言われているが、条約内容に差異がある。キリスト教布教権限に関しては、英清天津条約の中で清朝政府はプロテスタント(耶蘇教)の宣教師を庇護しなければならないと定めているが、具体的な保護措置が言及されていない。アヘン戦争を経た清朝政府はイギリスを警戒する一方で、英仏が太平天国と合流することを防ごうとした。一方で同治元(1862)年11月7日、フランス側は、清朝政府が教案を処理しなければ兵士を増やして内地に入ると言って、軍事的圧力をかけていた³⁶。このように、フランスは総理各国事務衙門と交渉を行って、条約の規定を実行させていた。また、咸豊10(1860)年頃、太平天国軍が浙江省の寧波・杭州を陥落させて、上海に攻めてくると、清朝側はフランスの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧する対策を講じ、その代わりに確実にフランス人宣教師を優遇・保護することにした³⁷。上記のような事情があって、清朝政府はフランス保護下の宣教師を保護・優遇していた。咸豊11(1861)年2月20日、フランス側は、280枚の諭単を送ってきて順天府の関防の捺印を依頼した際に以下のように述べている。

將咸豊八年五月十七日及十年九月十二日兩國全權大臣在天津順天兩城內所立合約第八第十三第六前後等款。抄錄交付本國傳教士。每人除給護照外。並領此紙。以便隨時照閱。可使各處官員民人等知悉該士赴內地只以傳教勸善為務³⁸。

(引用者による訳文)

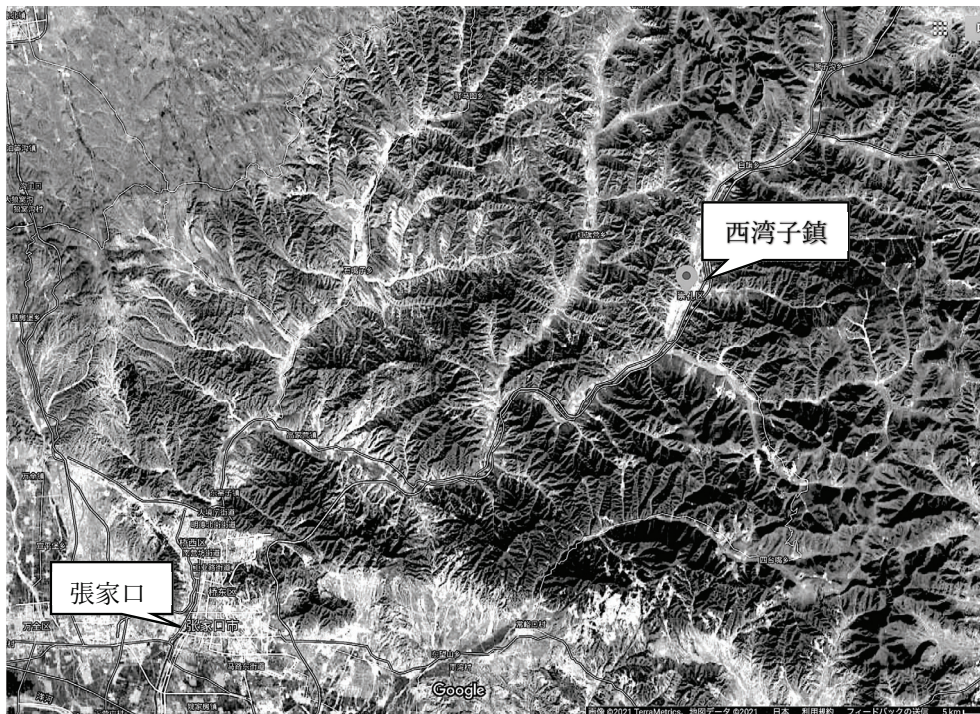
咸豊8(1858)年5月17日及び(咸豊)10(1860)年9月12日、両国の全權大臣は天津順天³⁹兩城內で結んだ条約の第8款・第13款・第6前後などの款を書き写して、本国の宣教師に交付する。各人は護照を与えるほか、並びにこの紙を受け取り、隨時目を通して調べるに便宜と

する。当該(宣教)士は宣教(と)善行を勧めるために内地に赴いたことを各所の官員民人等に了解させよ。

この史料からは、フランス領事が宣教師にフランスの護照以外に諭単と呼ばれる証明書を発行していたことがわかる。仏清天津条約の第13款によると、フランス側が発行した中国語とフランス語で書かれた執照に清朝の地方官の印鑑を捺印したものを証拠として、清朝は内地で布教する宣教師を優遇・保護しなければならないと定められた。英清天津条約の第9款では、護照は、イギリス領事が発行した執照に清朝の地方官の印鑑を押して発効させると定められた。当時、地方官という大まかな記述が議論になっていたが、詳しい検討は今後の課題としたい。ここでいう「執照」は、フランスやイギリスの領事が発行した「護照」を指している。現在のパスポートと同様の証明書であるが、当時外国語を読み書きできる人は僅かだったため、漢文の訳文を付けたと考えられる。清朝政府はフランス領事が発行した護照に拠ってフランス人宣教師を保護・優遇するように要求されたのである。光緒4(1878)年頃、陝甘総督左宗棠が総理各国事務衙門に西モンゴルのアラシャ旗で布教する聖母聖心会の徳玉明 Devos Alfons 神父⁴⁰の執照を取り調べて報告した公文書によると、徳玉明神父は同治8(1869)年に護照を発行してもらって、西湾子村に2年間ほど滞在した後西モンゴルで布教活動を行なった⁴¹。光緒4(1878)年6月16日、総理各国事務衙門は、陝甘総督左宗棠に送った公文書で「所有此次法人徳玉明請領之護照。本衙門検査號簿年月名字號數。與抄送執照式樣均屬相符。其護照係由順天府蓋印。(上述の今回、フランス人宣教師徳玉明が請うた護照は、本衙門で帳簿の年月氏名番号を検査すると、書き写して送ってきた執照の様式はすべて一致している。その護照に順天府が捺印した)」と述べている。総理各国事務衙門では、徳玉明神父に護照を発行したことが確認できたのである。フランスの護照は、フランス領事が護照を総理各国事務衙門に送ってきて順天府の関防を捺印してもらった後、総理各国事務衙門からその護照をフランス領事館に送り返して、フランス領事がフランス宣教師に発行していた。

一方、フランス領事は、咸豊11(1861)年2月20日に総理各国事務衙門へ送ってきて順天府の印鑑を捺印してもらった諭単に仏清天津条約の第8款・第13款と仏清北京条約の第6款など布教権限に関する条款が記載されていたことがわかる。フランス領事は順天府の関防を捺印してもらった諭単を宣教師に配り、宣教師が地方官に取り調べられた際の提示用としていた。順天府の関防によって、内容の有効性・信憑性を証明した。フランス領事は捺印された諭単を宣教師に分配し終わった後、改めて総理各国事務衙門に新たにまた別の諭単を送ってきて、順天府の関防の捺印を依頼していた。しかし、フランス側と総理各国事務衙門との交渉に伴って、諭単に記載されるカトリック布教権限に関する内容に変動があった。例えば、同治元(1862)年正月9日、総理各国事務衙門が直隸省など各省に送った諭単にはキリスト教に関する案件の処理など、より詳細な内容が書かれていた。すなわち、諭単は宣教師の布教権限が記載された証明書であった。

地図 2: 現在の河北省崇礼県西湾子鎮(Google Earth より引用)。



IV 西湾子村の所属問題

4.1 チャハル八旗と漢人・旗人を管理する理事同知衙門

モンゴル語では華北平原とモンゴル高原との間の山陵地帯を「ダバーdabay-a」と言い、中国語では「壩」と訳した。清朝時代、壩外のモンゴル高原はモンゴル人の遊牧地であった。チャハル八旗のモンゴル人は、康熙 14(1675)年の「ブルニ親王の乱」以降、遼東義州辺⁴²から清朝皇帝が指定した直隸省宣化府と山西省大同府の北側のモンゴル高原に移住してきた。チャハル王家は「ブルニ親王の乱」をきっかけに清朝の直轄領となって統治権を完全に失った。清朝政府は領民に対して戸口調査を行い、モンゴル人の丁冊は理藩院ではなく戸部に報告されて清朝皇帝の直属領民となった。また、満洲人の八旗制度に準じて再編成を行い、元々のチャハル 8 オトクの代わりにチャハル 8 旗と四牧群を設置した。清朝皇帝は旗毎に「総管」と呼ばれる長官を任命して、参領・副参領・佐領・驍騎校・護軍校・親軍校・捕盜官などの官職を設けた。既存の領主が世襲する旗長職を設けなかった。盟も設置しなかった(森川 1983, pp.122-125)。乾隆 26(1761)年、チャハル八旗の長官としてチャハル都統を設けて、張家口に駐在させた。チャハル都統は政務と軍務を担っていて、所属の親軍・前鋒・護軍・領催・馬甲・捕盜兵を合わせて1万 800 人いた。それ以外に、満洲理事官 8 人と蒙古理事官 9 人を設けて、チャハル八旗の遊牧事務を管理させた。「理事」はモンゴル語で「kereg siidckkü」といい、案件の処理を意味する。従って、理事官はチャハル八旗の案件を処理していたと考えられる。

チャハル八旗南部の墾地は雍正年間から漢人農民の耕作地となっていた。康熙8(1669)年、清朝政府が内地における旗地徴発禁止令⁴³を發布した後、チャハル八旗の直隸省と境界が接する所(現在の河北省の崇礼県とその隣の尚義県に当たる地域)に大量の旗地を画定したため、旗人も入ってきた(田・何・葛 2009, p.146)。清朝政府はチャハル八旗内の漢人農民を管理させるために、張家口理事同知衙門を1724年に、^{ドロノノール}多倫諾爾理事同知衙門を1732年に、独石口理事同知衙門を1734年に設置して、直隸省口北道に隸属させた。理事同知衙門は直隸庁であるため、それぞれ張理庁・独石口庁・多倫諾爾庁と呼ばれていた。満州人旗人が理事同知として派遣された。雍正2(1724)年のチャハル都統洪昇らの上奏では、チャハル右翼四旗の墾地の耕地面積は計2万9725畝に達していて、張家口からチャハル鑲藍旗の西の境界までの墾地に1万人余の漢人農民が居住していると述べている。チャハル都統洪昇らは、墾内の漢人農民を内地に追い返すと耕地を持たない無籍⁴⁴流民にならざるを得ないし、社会の不安定化に繋がる恐れがあるが、そのまま居住させて小作料を徴収すれば年間約19万両の銀の収入が得られると提案した⁴⁵。そこで清朝政府は、チャハル八旗の墾内の耕地を官地とし、漢人農民の氏名を清冊に登録して戸部に送った。張家口理事同知衙門と独石口理事同知衙門は漢人を管理する以外に、モンゴル人・漢人・旗人の交渉案件をも処理し、旗人と漢人から地租として穀物を徴収していた。

清代のモンゴルでは、漢人農民がモンゴル側に小作料を払って耕作するパターンが一般的であった。外藩蒙古では、旗側が漢人農民から小作料を徴収していたが、漢人に対する統治権は持たなかった。帰化城トゥメトは内属蒙古であったが、社会制度は外藩蒙古に近かった。その地のモンゴル人は盟旗制度に準じて編成されており、漢人農民に関しては新政が始まってから戸口調査を提案していた。チャハル八旗は清朝皇帝が直轄する内属蒙古の一地域となり、満洲人の八旗制度に準じて領民を編成した。しかし、モンゴル人の遊牧地は勝手に開墾してはいけないと定められた。前述のようにモンゴル人の放牧地と山陵地帯の耕地は自然の地形によってはっきり分かれていた。西湾子村など墾内の耕地は官地になっていて、チャハル八旗のモンゴル人が漢人農民から小作料を徴収することはなかった。雍正2(1724)年頃から、漢人農民の氏名を登記していて、管理が徹底されていた。それによって、地方官は西湾子村のフランス人宣教師と漢人教徒とを把握していたと考えられる。

4.2 「宣化府管下の西湾子村」という記述に対する考察

前述のように、内地でキリスト教が解禁された後、フランス領事保護下の宣教師は張家口を出て西湾子村に赴くことが容認されていた。モンゴルは条約内容通知対象外とされたが、西湾子村に遣使会のフランス人宣教師と漢人教徒がいて、清朝側も戦略上フランスの宣教師を保護・優遇していた。遣使会からモンゴル教区の管理を受け継いだ聖母聖心会のベルギー人宣教師も、フランス領事から護照を発行してもらっていた。同治9(1870)年、フランス領事は「本國傳教士王明達魏士通等二人。前往西灣子地方傳教。人皆敦謹。(本國の宣教師王明達 Ottens Theodoor⁴⁶と魏士通 Wiryx Jozef⁴⁷の2人は、西湾子地方に伝教しに行く。みな穏やかで慎重な人だ。)」と言って、二人の護照への押印を依頼した。すなわち、フランス領事は総理各国事務衙門に2人の宣教師に発行した護照に順天府の関防を捺印してもらうことを依頼したのである。ここで、フランス領事羅淑亜 Count Julien de Rochechouart は宣教師王明達と魏士通の人格をアピールして、護照に順天府の関防を押印してもらおうとしたことが分かる。一方、同治9(1870)年5月13日、三口通商大臣崇厚

が総理各国事務衙門に送った以下の文書によると、フランス領事は「宣化府に属する西湾子」と述べていたことが分かる。

本年五月初七日。據法國領事官豐函稱。現有本國傳教士王明達魏士通前赴宣化府西灣子教堂。本領事發給護照二紙。請飭府蓋印發還等情。據此。除札飭天津府即將執照蓋用印信。送交本大臣衙門以便轉發並分行外。理合咨呈。為此咨呈王大臣⁴⁸。請煩查照施行⁴⁹。

(引用者による訳文)

今(1870)年5月初7日。フランス領事官豊が文書を送ってきて「今本国の宣教師王明達と魏士通は宣化府の西湾子教堂に赴く。本領事は護照2枚を発行して、(宣化)府に命じて捺印して返還することを請う」等と言った。これのため、天津府に命じて執照に官印を捺印させ、本大臣⁵⁰の衙門に送り届けて、転送するのに便利させて(各部局等に)別々に(諭令して)行ったほか、これを通報すべきである。これが為に(恭親)王大臣に通報する。御承知して施行することを請う。

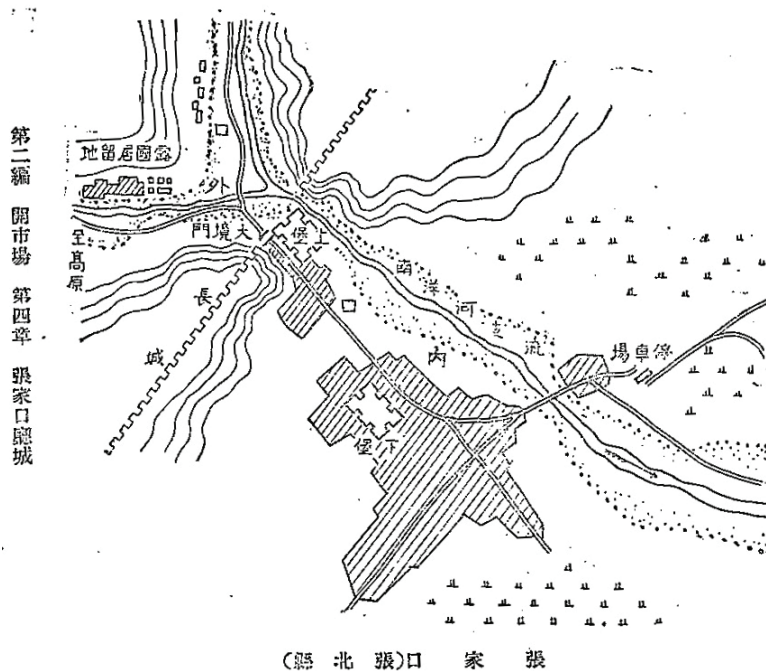
一般的に外国と関わる事務は、総理各国事務衙門が担当していたため、本来フランス領事は、フランス人宣教師に発行する護照に北京の順天府で捺印してもらうことを総理各国事務衙門に依頼するべきである。三口通商大臣というのは、総理各国事務衙門の下に設けられた官職であり、主に開口港の通商事務を担っていた。佐藤(2015)によると、三口通商大臣崇厚は満州人官員であり、開港後外国人や教民との間に起きた問題の調停に努めていた。当時、天津の望海楼教会にいた遣使会の謝福音 *chevrier* 神父は、フランス領事との連携を深めていて、天津の官府と繋がりを持っていた。地図3から分かるように、天津の望海楼教会は崇厚の三口通商衙門から非常に近かった。すなわち、同治9(1870)年の5月頃、謝福音 *chevrier* は人間関係を利用して、フランス領事からフランス人宣教師への護照を発行してもらい、天津府から執照を発行してもらった可能性が非常に高い。そのために、三口通商大臣崇厚が総理各国事務衙門の恭親王奕訢に順天府の関防を押しってもらうことを督促したと考えられる。謝福音 *chevrier* 神父は天津にやってくる以前、西湾子村に滞在していてモンゴル教区を管理していたため、西湾子村に赴く宣教師の為にフランス領事から護照を発行してもらっていた可能性が高い。

地図3:天津の望海楼教会(2)と崇厚の三口通商衙門(4)(佐藤 2015、p.91 より引用)



フランス領事が西湾子村を直隸省宣化府に所属すると主張したことに関しては、以下の原因が考えられる。雍正 2(1724)年、清朝政府は張家口理事同知という役職を設けた後、雍正 11(1733)年に張家口理事同知衙門をたてた。その役所は張家口の下堡城内に建設された⁵¹。地図4からわかるように、張家口の下堡城は万里の長城の南側に位置している。すなわち、張家口理事同知衙門は直隸省宣化府萬全県領内に位置する張家口の下堡城内に建てられたのである。張家口理事同知衙門は、旗人・チャハル八旗のモンゴル人・チャハル南部の墾内耕地で耕作する漢人農民などの管轄系統を分離させるために必要となった役所であった。西湾子村が位置する山陵地帯の耕地は雍正 2(1724)年に測量されて官地となり、漢人農民の氏名が戸部に報告されていて、中央へ地租を納めていた。張家口理事同知は漢人を管理すると共に、地租の徴収も担っていた。張家口理事同知衙門の役所が直隸省宣化府萬全県内に位置するのみならず、行政上も直隸省の管下に置かれた。張家口理事同知の職務から見ると、チャハル八旗内のモンゴル人・漢人・旗人の交渉案件のみならず、直隸省宣化府の蔚州・懷安県・萬全県・宣化県・保安県・西寧県・蔚県の 7 つの州県における旗人と漢人との交渉人命案件を処理していた⁵²。すなわち張家口理事同知の職務は、チャハル八旗のみならず直隸省宣化府の交渉案件にも関わっていた。したがって、張家口理事同知衙門が行政上も直隸省の管下にあり、役所も直隸省宣化府萬全県に位置していたため、この衙門が宣化府に属する役所であるとフランス領事が勘違いした可能性が高い。一方、西湾子村は張家口理事同知衙門が管理する村落であるため、フランス領事は西湾子村を直隸省宣化府に属すると主張した可能性が考えられる。

地図 4.張家口（支那省別全誌 18 巻：直隸省、p.79 より引用）



4.3 西湾子村に入ればモンゴル教区で自由に移動できたこと

清朝政府は、内地漢人とモンゴル人が勝手に万里の長城の関所を出入りすることを禁止していた。しかし、外国人宣教師は一旦関所を出てモンゴル地域に入れば、あとはほぼ自由に移動できていた。万里の長城の関所さえ通過できれば、モンゴル教区内では旗と旗や盟と盟の間に宣教師の移動を制限する措置がなかった。そのため、モンゴル教区を管理する聖母聖心会の宣教師は、西湾子村を拠点にしてモンゴル教区内で布教拠点を増やしていた。光緒 3(1877)年、西湾子村にいた巴耆賢主教が、北京駐在のフランス領事 Brenier de Montmorand へ「オルドス王⁵³」はキリスト教を嫌がっていて、教案を無視して処理しないと言って訴える事件が発生した。このように、西部内モンゴルで布教する聖母聖心会の宣教師たちも、西湾子村の主教と繋がっていた。一方、オルドスには、光緒 3(1877)年まではキリスト教布教権限に関する規定も宣教師を保護・優遇する命令も下されなかった⁵⁴。オルドスにおける教案は、現地のモンゴル人のみならず外国人宣教師と漢人農民とが関わる交渉案件であった。しかし、モンゴル側は漢人に対する管理権を持たないため、総理各国事務衙門は綏遠城將軍・陝甘總督・山西巡撫にも公文書を送って教案の処理を命じた⁵⁵。光緒 4(1878)年 6 月 11 日、陝甘總督左宗棠は、総理各国事務衙門に送った文書で以下のように述べている。

傳德玉明面詢。據稱於同治八年二月由京都總理衙門請領執照。在蒙古地方傳教。因赴張家口歸化城等處耽延年餘。於同治十年至北口外。租大中灘牛渠一處居住。如有男婦老幼自願從教者伊即收入。將丁口姓氏註冊。按日諷經給糧。迄今已歷八年。約計從教民人三

百餘丁口。除幼男婦女外。成丁者約計百人。旋又租三道河小地名少戸劉牛犇一處。九地牛犇一處。合計三處分居。俱有田地。大中灘距少戸劉計五十里。少戸劉距九地牛犇計五十里。共有洋人三名一顧姓。不通漢語。經理大中灘。一楊姓。往返張家口總局請領口食。德姓畧通漢語。經理少戸劉九地二處。…其耕種田地仍然納租當差。所持執照。當經查驗。上蓋印信。據德玉明稱係總理衙門之印。硃水甚淡。篆字模糊。閱不明晰⁵⁶。

(引用者による訳文)

徳玉明を呼んできて直接尋ねた。申立てによれば同治 8(1869)年2月首都の総理各国事務衙門に頼んで執照を受け取って、蒙古地方で伝教している。張家口帰化城(トゥメト両旗)で一年余停留した。同治 10(1871)年に北口外に至り、大中灘(という所に)牛犇(地)⁵⁷1 箇所を借りて居住した。もし男婦老若が自ら(キリスト)教への入信を望むなら、彼は直ちに収容して、人口姓名を登録して、毎日経を朗読して糧を給う。今まで 8 年間経ている。(キリスト)教に入信した漢人は 300 余人いる。幼い男と婦人を除けば、成人は約 100 人がいる。(宣教師たちは)まもなく三道河の小さな地名である少戸劉(という所で)牛犇(地)1 箇所と九地(という所で)牛犇(地)1 箇所を借りて、合計 3 箇所に別れて居住していて、全て田畑がある。大中灘は少戸劉から約 50 里(25km)離れている。少戸劉は九地牛犇から 5 里(2.5km)離れている。合計 3 人の洋人がいて、顧氏は中国語が通じない。大中灘を経営している。楊氏は張家口の総局を往復して食糧を請い受け取っている。徳氏は少し中国語が通じる。少戸劉と九地 2 箇所を経営している。…その耕作している田畑は相変わらず(アラシャ旗に)小作料を払ってそこの公費に当てている。持参している執照はその時点で直ちに検査した。(執照の)上に印鑑を押してある。徳玉明の申立てによれば、総理(各国事務)衙門の印鑑である。朱肉が非常に薄い。篆字がぼんやりして、明晰に読めない。

この史料から見ると、徳玉明神父は同治 8(1869)年 2 月に執照を発行してもらって張家口からモンゴル地域に入ってきたのである。本研究の 3.3 で述べたように、徳玉明神父が持参していた執照はフランスの護照であった。徳玉明神父は内属蒙古のチャハル八旗と帰化城トゥメト両旗に一年以上滞在した後、同治 10(1871)年に「北口外」にやってきたのである。後述するように、「北口外」は甘肅省平羅県の北側に位置するアラシャ旗の一地域を指している。後に、アラシャ旗の三道河という所でも 2 箇所耕地を借りて教徒に耕作させていた。徳玉明神父らは、教徒になった人たちの名前を登記して、聖書を読ませて食糧を配っていたことがわかる。西湾子村の教堂から食糧を運んでくこともあった。徳玉明神父以外にも顧姓と楊姓という 2 人の宣教師がいた。本研究のⅢで検討したように、仏清北京条約(1860 年)が結ばれた後、フランスの遣使会の宣教師は西湾子村に赴くために護照を発行してもらっていた。同治年間には、聖母聖心会の宣教師も西湾子村に赴くためにフランス領事から護照を発行してもらっていた。西湾子村に到達できた後は、モンゴル教区内を自由に移住できて、開墾地帯で滞在先を獲得できたのである。西湾子村は布教拠点になっていて、主教を通じて北京のフランス領事にキリスト教関連の案件を訴えることができおり、経済的にも西湾子村からの援助があったことがわかる。

聖母聖心会の宣教師と漢人教徒は、8 年間アラシャ旗の三道河で耕作して、教徒数が 300 人以上になったが問題にはならなかったのである。アラシャ旗の三道河は、乾隆 45(1780)年 2 月に旗長ロボソンドルジの請求によって開墾された土地の一部である。アラシャ旗側は漢人農民に耕作させて小作料を徴収していた。すなわち、アラシャ旗は外藩蒙古の一地域であるが、徳玉明らの借り

た土地が開墾を許可された耕地であったため、小作料さえ払えば問題にならなかった。むしろ、内地に入った時の宣教師に対する取り調べの方が厳しかった。光緒4(1878)年6月11日、陝甘総督左宗棠は、総理各国事務衙門に送った文書で以下の通りに述べている。

徳玉明帶領教徒二十餘名。糧車二十二輛。來寶豐運糧。並未呈驗執照。三道河在平羅縣北口外約五百餘里。舊隸平羅縣管轄。而地租向歸阿拉善旗徵收。…此後遇有赴中國各處地方遊歷行教之事。務須請由貴衙門行文各地方官。以憑照約辦理。否則無從保護⁵⁸。

(訳文)

徳玉明は20人余の教徒を連れて糧車20輛で(甘粛省の)宝豊にきて糧を運んだが、執照を提示していない。三道河は平羅県の北口外の約500里(約250km)離れたところに位置する。以前から平羅県の管轄に属するが、小作料は従来アラシャ旗が徴収している。…今後、宣教師が中国の各地を歴遊して布教活動をする場合、必ず貴(総理各国事務)衙門から各地方官へ文書を送ることを請う。条約に従って処理する証拠とする。そうでなければ保護する手立てがない。

この公文書からアラシャ旗の三道河に居住する宣教師徳玉明は、教徒を連れて寧夏道の宝豊といところに行って食糧を購入したことが分かる。その時、徳玉明神父は執照を提示しなかったことによって宝豊の官員から警戒された。実際のところは、徳玉明は執照を持っていて、石嘴子營把総⁵⁹楊緯会和主簿⁶⁰胡光宗がアラシャ旗に行って調べた時に提示したため、引き続き滞在することができたと考えられる。そこで陝甘総督左宗棠は総理各国事務衙門に宣教師の到達を地方官に予め通知することを請うた。一方、総理各国事務衙門は、光緒4(1878)年5月からモンゴル地域にも宣教師の到達を通知するようになっていた。そのきっかけは、光緒3(1877)年に「オルドス王」が宣教師によって訴えられた案件などの影響があったと考えられる。表1は、総理各国事務衙門がオルドスに宣教師の到達を通知した事例である。

表1: 光緒3(1877)-光緒10(1884)年の間に宣教師の到達をオルドスに
知らせたモンゴル文書一覧(ハスゴワ 2019b, pp.47-48 から引用)

	公文書の日付	氏名(パスポート番号)	布教地	公文書の流れ
1	光緒4年5月26日	FaYankang(713) 閔玉清(714) ShiTianji(715)	口外蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、23巻、pp. 16-17)
2	光緒6年4月24日	文士惠(787) 羅廷梁(788)	蒙古地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、23巻、p. 293)
3	光緒6年6月18日	文士惠(787) 羅廷梁(788)	蒙古地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒神木理事司員衙門⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、23巻、pp. 322-323)
4	光緒6年11月3日	孝力 * 医者・BaiChang FeiLianxi	直隸・山東・山西・口外蒙古	Man(アメリカ?)国⇒津海関督理⇒直隸總督⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、23巻、p. 399)
5	光緒6年11月19日	GinFalan(280)	直隸・山西・口外蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、23巻、p. 406)

6	光緒7年5月11日	何理博(822) 葉歩司(823) 羅廷梁(824)	蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、23巻、pp. 456-457)
7	光緒8年4月12日	龐孝愛(876) YiGinai(877)	蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、23巻、p. 39)
8	光緒8年4月23日	龐孝愛(876) YiGinai(878)	蒙古	綏遠城將軍⇒ 帰化城副都統⇒ジュンガル旗 (史料⑤、24巻、pp. 42-43)
9	光緒9年4月6日	楊広道	甘肅	総理各国事務衙門⇒ 帰化城副都統⇒ジュンガル旗 (史料⑤、24巻、p. 141)
10	光緒9年4月11日	楊広道(902) SaiTianji(903) DaiGewu(904)	甘肅・蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、24巻、pp. 141-142)
11	光緒9年4月28日	黃徳範(913) 沃如淵(914)	甘肅・蒙古	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、24巻、p. 153)
12	光緒9年7月10日	黃徳範(913) 沃如淵(914)	蒙古などの地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒軍司⇒ 帰化城副都統⇒盟長⇒副盟長・各旗の協理タイジたち (史料⑤、24巻、p. 185)
13	光緒10年3月25日	包如天(964) 袁万福(965)	蒙古などの地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒ 綏遠城將軍⇒盟の協理バラジュール (史料⑤、24巻、p. 322)
14	光緒10年4月13日	包如天(964) 袁万福(966)	蒙古などの地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 帰化城副都統⇒ジュンガル旗 (史料⑤、24巻、p. 346)
15	光緒10年4月13日	包如天(964) 袁万福(967)	蒙古などの地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 帰化城副都統⇒盟長 (史料⑤、24巻、pp. 346-347)
16	光緒10年4月30日	包如天(964) 袁万福(968)	蒙古などの地域	フランス国⇒総理各国事務衙門⇒左司⇒綏遠城將軍⇒ 盟の協理バラジュール⇒盟長 (史料⑤、24巻、p. 368)
17	光緒10年5月9日	BeLede	直隸省・甘肅・山東・山西	Yen(イギリス?)国⇒津海関督理⇒直隸総督⇒左司⇒綏遠城將軍⇒軍司⇒ 帰化城副都統⇒盟長 (史料⑤、24巻、pp. 380-381)

V おわりに

本研究では、清朝政府がアロー戦争に際してキリスト教を解禁した後、フランス領事保護下の宣教師たちが張家口を通過して西湾子村に入ってきていた際の実態を考察した。西湾子村は、チャハル八旗南部の万里の長城に沿った山陵地帯にできた村落であり、張家口の東北方面に約50km離れたところに位置している。康熙35(1696)年、モンゴルとマンチュリアが北京教区内に入れられた後、直隸省で布教するイエズス会の宣教師はモンゴルでも布教し始めた。康熙39(1700)年頃、西湾子村の旗人張根宗はイエズス会の巴多明から洗礼を受けて教徒になり、村内で改宗を進めたと言われている。それによって、西湾子村は古くから清朝政府とフランスなどヨーロッパ諸国に知られる教会となった。禁教期間中にも、西湾子村のキリスト教の信仰は容認されていて、旗人が所有する土地に教堂を建てることができた。また、直隸省で布教していたフランスの遣使会に属する宣教師や内地の禁教被害者となった漢人教徒の避難所となった。

その後、アロー戦争に際して、清朝政府は英仏との間で天津条約(1858年)と北京条約(1860年)を結び、戦争状態を終結させた。内地ではキリスト教が解禁されることになった。ただし、イギリスは太平天国の占領地で貿易を行っていた上、太平天国の「上帝教」とイギリスのプロテスタント(耶蘇教)は同じ宗教だと清朝によって認識されていた。一方、フランスのカトリック(天主教)は太平天国の「上帝教」とは若干違うと認識されていた。清朝政府はイギリスを警戒しつつ、フランスと太平天国が合流することを恐れていた。イギリスは、条約の中で宣教師が清朝政府の庇護を受けると大まかに定めた。それに対して、フランスは確実に清朝政府と交渉を行い、キリスト教の布教権限を獲得していた。さらに、太平天国軍が勢力を拡大して上海に攻めてくると、清朝側はフランスの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧する対策を講じて、その代わりにフランス人宣教師を保護・優遇することにした。フランス領事は清朝政府に圧力をかけて、咸豊10(1860)年と咸豊11(1861)年との2回に渡って内地の各省に仏清天津条約の第8款・第13款と仏清北京条約の第6款など布教権限に関する條款を通知させたが、交渉によってモンゴルは通知対象外とされた。それによって先行研究では、フランス領事がモンゴル地域に赴くフランス保護下の宣教師に布教活動を許可した証明書を発行したかどうかが議論されている。しかし、外国人宣教師が張家口を通過した際の実態やその原因に関する考察がなされていなかった。

そこで筆者は、フランス保護下の宣教師が張家口を通過した際の実態に注目して、その背後に外国との戦争や太平天国の反乱が影響を及ぼしていたことを明らかにした。元々、内地の漢人やモンゴル人は、万里の長城の張家口などの関所で出入許可証を提示する必要があった。そのため、西湾子村に赴くフランス人宣教師は張家口の官兵に取り調べられた。張家口の官兵は、清朝政府がアヘン戦争やアロー戦争に敗れた影響で外国人を警戒しつつ、フランス人宣教師に慎重に対応していたものの、むしろ、太平天国軍が外国人を装ってモンゴル地域に紛れ込むことを防ごうとしていた実態を明らかにした。すなわち、「反韃子(反北方民族)」スローガンを強く打ち出した太平天国軍に対する取り締まりの方が厳しかったことを明らかにした。このように、モンゴルは、条約内容通知対象外とされたにもかかわらず、フランス領事保護下の宣教師は張家口を通過することが容認されていて、西湾子村に滞在することも容認されていたという実態を明らかにした。

また、フランス領事が西湾子村は「直隸省宣化府」に属すると主張した記述を検討した。チャハル八旗は清朝皇帝が直轄する内属蒙古の一地域であった。チャハル八旗のモンゴル人は、康熙14(1675)年の「ブルニ親王の乱」以降、遼東義州辺から清朝皇帝が指定した直隸省宣化府と山西省大同府の北側のモンゴル高原に移住してきた。モンゴル人の放牧地と山陵地帯の耕地は自然の地形によってはっきり分かれていた。チャハル八旗南部の山陵地帯は壩地と呼ばれており、雍正年間から漢人農民の耕作地となっていた。康熙8(1669)年以降、チャハル八旗の壩地(直隸省と境界が接する所。現在の河北省の崇礼県とその隣の尚義県に当たる地域)に大量の旗地を画定したため、旗人も入ってきた。清朝政府は、旗人・チャハル八旗のモンゴル人・チャハル南部の壩内耕地で耕作する漢人農民などの管轄系統を分離させるために張家口理事同知衙門などの役所を設置して、行政上は直隸省の管下とした。一方、張家口理事同知衙門の役所が直隸省宣化府万全県内に位置するのみならず、張家口理事同知の職務から見ると、チャハル八旗内のモンゴル人・漢人・旗人の交渉案件以外にも、直隸省宣化府の蔚州・懷安県・萬全県・宣化県・保安県・西寧県・蔚県の7つの州県における旗人と漢人との交渉人命案件を処理していたことを明らかにした。すなわち張家口理事同知の職務は、チャハル八旗のみならず直隸省宣化府の交渉案件に携わっ

ていた。したがって、この衙門が宣化府に属する役所であるとフランス領事が勘違いした可能性が高い。さらに、西湾子村は張家口理事同知衙門が管理する村落であったため、フランス領事は西湾子村を直隸省宣化府に属すると主張した可能性が考えられる。

それ以外にも、同治年間、天津にいたフランスの遣使会に属する神父である謝福音 *chevrier* が人間関係を利用して、西湾子村に赴く宣教師はフランス領事から執照を発行してもらうことに協力していた可能性を検証した。宣教師は西湾子村に赴く名目でフランス領事から護照を発行してもらった後、モンゴル教区内では自由に移動でき、布教拠点を増やしていたことを明らかにした。彼ら宣教師は盟旗側に小作料を払っていたため、外藩蒙古でも開墾が許可された地域で滞在できたことを検証した。清朝政府が、フランス保護下の宣教師がモンゴルに到達することを通知するようになったきっかけは、西部モンゴル地域のオルドスの教案であったことを明らかにした。今後の課題としては、教会数と教徒数の増加に伴って、引き起こした社会問題に注目して、清代モンゴルにおけるキリスト教問題を検討していきたい。

(神戸大学国際文化学研究所博士後期課程)

(本研究は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものです。)

注

¹ 西湾子村はチャハル八旗南部の耕作地に位置し、張家口理事同知衙門が管理する村落であった。現在は河北省崇礼県西湾子鎮となっている。

² 大境門・山海関・嘉峪関・居庸関が万里の長城の4大関所と呼ばれていた。その内の大境門は現在の張家口市の市街区の北側に位置していて、清代には張家口と呼ばれ始めた。

³ イエズス会はカトリック教会の修道会(ラテン語: *Societas Jesu*)である。1534年に宗教改革に対抗してイグナティウス・デ・ヨロラたちによって結成された。耶蘇会ともいう。1733年、ローマ教皇によって解散させられて、その代わりに遣使会が直隸省で布教するようになった。

⁴ 張根宗の祖先は奉天から順治4(1646)年にチャハル八旗に移住した旗人である。

⁵ 遣使会 *Congregation of the Mission* (ラテン語: *Congregatio Missionis*)。1625年、フランスで結成されたカトリック教会。「ラザリスト会」ともいう。ラザリスト会は司祭育成と外国布教を目的とする会で、中国語で遣使会という。略語はCMである。

⁶ 雍正4(1726)年、西湾子村の教徒数は約100人になり、旗人張氏一族の土地で小堂⁶を建てた。乾隆33(1768)年、西湾子村の小堂は官によって廟に建て替えられることがあったが、旗人張天達(1769)年に土地を取り戻して小堂を立て直すことができた。さらに、嘉慶元(1796)年、嘉慶10(1805)年と2回にわたって増築したため、その存在が官府に容認されていたと考えられる。宝・宗2008, pp.141-145を参照。

⁷ 乾隆38(1773)年7月21日、ローマ教皇はイエズス会を解散する勅令を発布して、乾隆47(1782)年、清朝における布教事業をフランスの遣使会に任せた。

⁸ Joseph-Martial Mouly, CM, 1807年～1868年。

⁹ 咸豊10(1860)年11月4日、フランス領事は仏清北京条約の第6款に基づいて北京の南堂と北堂を返還してもらって孟振正神父に管理させた。史料①、第一輯、p.157を参照。

¹⁰ 聖母聖心会。Congregation of the Immaculate Heart of Mary (ラテン語: *Congregation immaculati Cordis Mariae*)。原義は「マリアの汚れなき御心」である。略称:C.I.C.M.)。1862年11月28日に、ベルギー王国のスコットで創設されたカトリック教会。創設者はベルギーのマリーヌ大司教区の教区司祭であった神父南懷義(Fr. Theophile Verbist)である。スコット会または淳心会ともいう。

¹¹ ローマ教皇が世俗権力者に与えた権利と義務である。世俗権力者が領地内に教会関係の施設

を建てて、教会を所有する権利と、教会を維持する義務とを指している。

¹² 咸豊11(1861)年2月2日、総理各国事務衙門はフランス領事の要求に応じて、仏清天津条約の第八款と第十三款、仏清北京条約の第六款前後の款が記載された280部の上諭を各省に分配してキリスト教の解禁を通知した。咸豊11(1861)年5月12日、総理各国事務衙門がフランス領事に送った覚書によると、モンゴル地域に関しては古くからチベット仏教を信仰している上、その地は親王・郡王たちが自ら統治するため清朝政府が条約を強要することができない上に、告示を貼り付けてもモンゴル人は従い難いから通知しない方がよいと返答した。フランス領事もこの点に異議はなかった。拙稿ハスゴワ2019b、pp.40-42を参照。

¹³ 盟旗制度は、「旗」という行政区画を基本単位とし、旗の長官として「旗長」職を設けた。ボルジギン氏族を始めとする親王・郡王等の貴族身分のモンゴル人のみが「旗長」に選任され、その地位を世襲した。そして、旗長が旗内の行政や裁判など全ての事務を担う。旗内では、150人の箭丁を一つのソム(蘇木)に編成した。旗の上に「盟」という行政区画が設置される場合、その盟の旗長の一人が「盟長」に選ばれる。中央では理藩院という機関を設置して、在地の貴族を介した間接的な支配が行われていた。岡2007、萩原2006を参照。

¹⁴ 基本的に理藩院派遣の理事司員衙門が税金を徴収していたが、府と県が代わりに徴収することもあった。直隸省管下の直隸庁は漢人農民から地租を徴収することを担っていた。

¹⁵ 熱河都統は承德府を統轄し、その管下には平泉県・灤平県・豊寧県・建昌県・赤峰県・朝陽県があった。一方、これらの役所はジョーオダ盟とジョスト盟の領地内に設置された。「清」理藩院修『理藩院則例』、p.90を参照。

¹⁶ チャハル左翼鑲黃旗、チャハル左翼正白旗、チャハル左翼鑲白旗、チャハル左翼正藍旗のことを指している。

¹⁷ 直隸省口北道管下の張家口理事同知衙門・独石口理事同知衙門・^{ドロンノール}多倫諾爾理事同知衙門を指す。これらの役所をまとめて口北三庁と言い、それぞれ張家口庁(または張理庁)、独石庁、多倫諾爾と呼ばれていた。

¹⁸ チャハル右翼正黃旗、チャハル右翼正紅旗、チャハル右翼鑲紅旗、チャハル右翼鑲藍旗のことを指している。

¹⁹ 山西省大同府管下の豊鎮庁と山西省朔平府管下の寧遠庁を指す。

²⁰ 外藩蒙古というのは地元のモンゴル人貴族が旗長となって治めていた地域である。清朝に降伏した時期によって、外藩蒙古を更に「漠南モンゴル」と「漠北モンゴル」との2つに分けて呼ぶことがあった。「漠南モンゴル」は現在の内モンゴルとほぼ同じ地域である。「漠北モンゴル」は現在のモンゴル国とほぼ同じ地域である。従って、清朝時代のモンゴルの大部分の地域が「外藩蒙古」と呼ばれていた。

²¹ 内属蒙古というのは旗長職が設置されず、清朝の皇帝が北京から派遣した旗人官僚が治める地域である。以前清朝に対して反乱を起こした部族が再び反乱を起こすことを恐れて、清朝皇帝の直属としたのである。

²² ここでいう諭単は、仏清天津条約の第8款、第13款と仏清北京条約の第6款前後の申し渡し書きである。後述する。

²³ 総督巡撫らの官印を指している。

²⁴ チャハル八旗の長官である。「ブルニの反乱」以降チャハル部は自治権を失い、清朝皇帝の直轄領となった。清朝政府はチャハル地方に八旗と四牧群を設置して、旗毎に中央から総管を派遣して、参領や佐領などの官職を設けた。その後、乾隆26(1761)年、チャハル都統を設け、チャハル八旗の長官とした。

²⁵ 史料④、pp.131-142を参照。

²⁶ 史料④、pp.296-297を参照。

²⁷ 史料①、第一輯(一)、p.257。

²⁸ 張家口を通過するという意味。

²⁹ フランスの遣使会に属する謝福音 chevrier 神父を指している。咸豊10(1860)年、孟振正神父が西湾子村から北京に戻った後、謝福音神父はモンゴル教区を一時的に管理していた。同治5(1866)年、聖母聖心会の南懷義 Theophile Verbist や韓默理 Ferdinand Hamer など4人の宣教師がやって来てモンゴル教区の管理権を受け継いだ後、謝福音神父は孟振正神父によって天津に派遣された。佐藤2015、pp.94-96を参照。

³⁰ 洪秀全はプロテスタントの影響を受けて「上帝教」という宗教を作り出し、「上帝教」の宣教師である憑雲山が広西省で「拜上帝会」を作った。もともとは、嘉慶12(1807)年、ロンドン伝道協会のプロテスタント宣教師馬礼遜 Robert Morrison が広東にやってきて布教している間に漢人梁發が入信した。道光12(1832)年に梁發は『勸世良言』を著して、小冊子『勸世良言』を配って伝教していた。科挙試験に挫折して病に倒れた洪秀全は、改めて『勸世良言』を読んだ後、見た「夢」の謎を解いた。彼は自らを「神の息子」であり、父たる皇上帝(ヤハウェ)は彼と彼の兄(イエズス)と共に妖魔と戦って穢れた現世を清める使命を与えたという宗教的確信を持つようになった。

³¹ 史料①、第一輯、p.1を参照。

³² 史料①、第一輯、p.258。

³³ 史料①、第一輯、p.258。

³⁴ 史料①、第一輯の目録「通行教務」を参照。

³⁵ 史料③、p.173。

³⁶ 史料①、第一輯、p.33。

³⁷ 史料①、p.15。総理各国事務衙門が同知元(1862)年3月初6日に呈した片奏である「密陳保護傳教乃在羈縻法國保全上海(宣教の保護はフランスを籠絡して上海を守るためだと密かに陳述した)」を参照。

³⁸ 史料①、第一輯、p.2。

³⁹ 北京皇城のあるところを指す。

⁴⁰ 徳玉明 Devos Alfons。聖母聖心会の宣教師。1840年4月21日にベルギー王国のMesenに生まれ、1888年7月21日にアラシャ旗の三盛公で脳内出血によって亡くなった。

⁴¹ 光緒3(1877)年頃、西モンゴルのオルドスでキリスト教関連の教案が起こり、総理各国事務衙門が処理を命じた。アラシャ旗は外藩蒙古の一地域であり、オルドスと境界が接する三道河という所に布教する宣教師がいた。アラシャ旗内の漢人・回民は甘肅省寧夏道によって管理されていた上、地方の長官たる陝甘総督左宗棠が教案の処理を命じられて、アラシャ旗内の宣教師を取り調べたのである。

⁴² 現在の遼寧省義県の周辺地域である。

⁴³ 万里の長城の南における各省で清朝の旗人用に旗地を徴発することを禁止した命令である。

⁴⁴ 戸籍を持たないことを指している。

⁴⁵ 史料③、p.37-40を参照。

⁴⁶ 王明達 Ottens Theodoor(1844.7.18-1929.3.17)。Uden(オランダ)に生まれた。聖母聖心会の宣教師。

⁴⁷ 現時点では所属する教会など詳細な事情が不明である。

⁴⁸ 一般的に親王郡王など皇族およびその他の大臣を指している。ここでは恭親王奕訢のことを指している。

⁴⁹ 史料①、第二輯、p.274。

⁵⁰ 京外の大官による自分に対する自称である。

⁵¹ 史料③、p.169を参照。

⁵² 史料③、p.159を参照。

⁵³ ここでいう「オルドス王」とは、オトク旗の旗長のことを指している。清代の外藩蒙古では、旗名を旗長の爵位で呼ぶ習慣があったため、理藩院は「オルドス王」を郡王の爵位を有する郡王旗旗長のことだと間違えて公文書を送った。しかし、当時郡王旗内には宣教師やキリスト教徒がいなかった。

⁵⁴ 拙稿ハスゴワ2019cを参照。

⁵⁵ 史料①、第3輯、pp.510-515を参照。

⁵⁶ 史料①、第三輯、p.1899。

⁵⁷ 畜力で小作料を計算する耕地を指している。農耕具または、牛車一台を引ける一頭や二頭の家畜を「一楨」とする。「一楨」が耕せる面積を「一楨地」とする。

⁵⁸ 史料①、pp.1897-1898。

⁵⁹ 石嘴子に駐屯している緑營の官員である。

⁶⁰ 主簿というのは、主に公文書・簿籍・印鑑などを管理する文官である。公文書を起草し、档案と印鑑などを管理する。

参考文献

英文研究文献

Taveirne, Patrick (2004)

Han-Mongol Encounters Missionary Endeavors a History of Scheut in ORDOS (HETAO) 1874-1911, Leuven : Leuven University Press (中国語訳版: 古偉瀛・蔡耀偉 2012『漢蒙相遇与福传事業——圣母圣心会在鄂尔多斯的历史 1874-1911』台北: 光啓文化事業)

日本語研究文献

額定其勞(2017)「役所と〈地方〉の間——清代モンゴルのオトク旗における社会構造と裁判実態」
『法制史研究』67: 103-159

岡洋樹(2007)『清代モンゴル盟旗制度の研究』東京: 東方書店

同(2010)「清朝の外藩モンゴル統治における新政の位置」『歴史評論』725: 16-26

菊池秀明(2020)『太平天国——皇帝なき中国の挫折』東京: 岩波書店

佐藤公彦(1999)『義和団の起源とその運動——中国民衆ナショナリズムの誕生』東京: 研文出版
(山本書店出版部)

同(2010)『清末のキリスト教と国際関係——太平天國から義和団・日露戦争、国民革命へ』東京: 汲古書院

同(2015)『中国の反外国主義とナショナリズム——アヘン戦争から朝鮮戦争まで』福岡: 集広社

三石善吉(1996)『中国、一九〇〇年——義和団運動の光芒』東京: 中央公論社

鉄山博(1999)『清代農業経済史研究: 構造と周辺の視角から』東京: 御茶ノ水書房

萩原守(2006)『清代モンゴルの裁判と裁判文書』東京: 創文社

中村聡(2015)『宣教師たちの東アジア——日本と中国の近代化とプロテスタント伝道書』東京: 勉強出版株式会社

野口鐵郎編・綾部恒雄監修(2005)『結社の世界史②: 結社が描く中国近現代』東京: 山川出版社

濱久雄(1984)『西太后』東京: 株式会社・教育社

ハスゴワ(2018)「清末期オルドス(イフ・ジョー盟)における聖母聖心会の宣教師による初期布教活動——ダラト旗のチャガーンエレグ(čaγan ergi)を事例として——」『日本とモンゴル』52: 98-120。

同(2019a)「清末期内モンゴルのオルドス地域で布教する聖母聖心会——初期段階におけるキリスト教の布教とそれにとまなうトラブル——」『内陸アジア歴史文化研究』4: 78-107。

同(2019b)「咸豊 10(1860)年・光緒 10(1884)年の間の内モンゴル・オルドス地域に対するキリスト教布教解禁の通知」『日本モンゴル学会紀要』49: 35-52。

同(2019c)「清末中華民国初期のオルドス(イフジョー盟)におけるキリスト教宣教師たち——布教活動と現地に与えた影響——」富士ゼロックス株式会社 小林基金 2018 年度研究助成論文

宮脇淳子(2018)『モンゴルの歴史——遊牧民の誕生からモンゴル国まで』[増補新版] 東京: 株式

市会社刀水書房

森川哲雄(1983)「チャハルのブルニ親王の乱をめぐる」『東洋学報』64:99-129

路遠・佐々木衛編(1991)『中国の家・村・神々——近代華北農村社会論』東京:株式東方書店

中文研究文献

宝贵贞、宋长宏(2008)『蒙古民族基督宗教史』北京:宗教文化出版社

哈斯巴根(2005)「18-20 世纪前期鄂尔多斯农牧交错区域研究——以伊克昭盟准噶尔旗为中心」
(内蒙古大学における博士論文、中国知网)

梅荣(2014)「清末鄂尔多斯天主教历史研究」(内蒙古大学における博士論文、中国知网)

苏日塔拉图(2017)「清代鄂尔多斯蒙旗司法制度运行研究——以清代蒙文档案中的司法案例为中心」(内蒙古大学における博士論文、中国知网)

田砚宇/何凡能/葛全胜(2009)「清代漠南蒙古耕地数字性质考释以热察绥地区为例」『中国历史地理论丛』24:144-151

吴福环(1995)『清季总理衙门研究』烏魯木齊:新疆大学出版社

张彧(2019)『晚清时期天主教会在内蒙古地区活动研究』北京:中国社会科学出版社